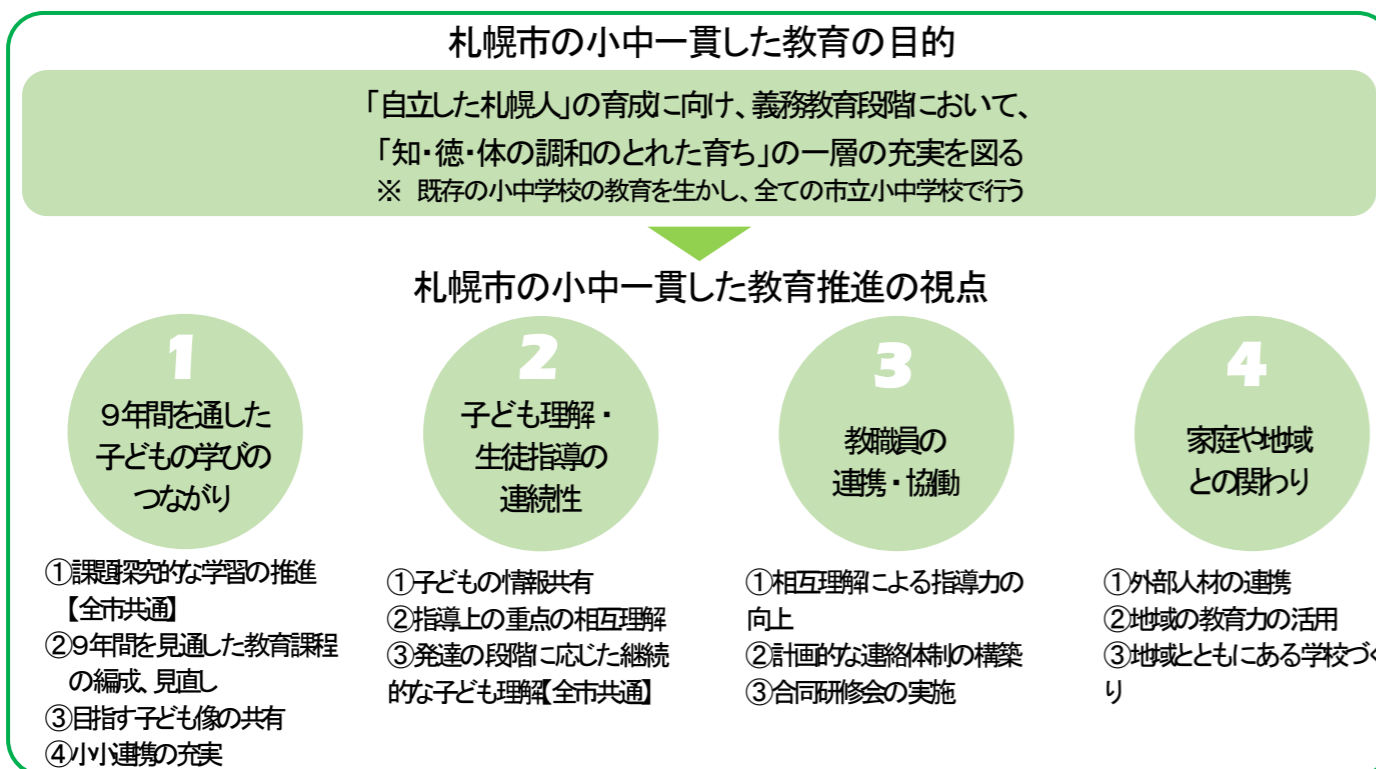


■義務教育学校の設置方針の概要について（令和3年3月8日に教育委員会会議において方針策定）

1 札幌市における小中一貫した教育と小中一貫校の設置の考え方について

(1) 札幌市の小中一貫した教育

以下の目的のために昨年2月に全市すべての市立小中学校への導入に向けて、『札幌市小中一貫した教育基本方針』を策定



(2) 札幌市が進める小中一貫教育における小中一貫校設置の考え方（基本方針第7章）

（平成28年度に）制度化された「小中一貫校」については、以下の環境などが整っている地域で設置を検討する。

- 小学校と中学校の校区が概ね一致していること
- 子どもが校種を超えて、いつでも交流できること
- 教職員が話し合いや計画づくりなどを日常的に一緒に行えること

※ 「小中一貫校」を設置する場合においても、他のパートナー校と同じように本基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を進めることに変わりはなく、市内の他の小中学校と学びの格差が生じるような誤解を与えることが無いよう公平性を確保する。

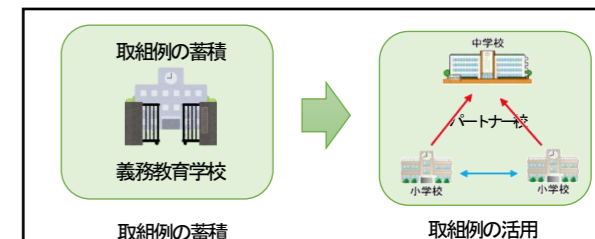
2 小中一貫校とは	
小中連携教育	・小学校・中学校の先生が互いに情報交換や交流を行う
札幌市の小中一貫した教育（制度によらない一貫教育）	・パートナー校を設定し、目指す子供像を共有するなど、上記視点に基づいた取組を推進
併設型小・中学校	・目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育を実施 ・ <u>小学校・中学校は組織上独立</u>
義務教育学校	・目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育を実施 ・ <u>小学校・中学校の組織が一体化</u>

この2つを『小中一貫校』と呼ぶ。

3 義務教育学校の設置方針等について

(1) 札幌市における義務教育学校の設置について

- 「小中一貫校」において、小中教員の協働による様々な取組例を蓄積し、市内のパートナー校にフィードバックしていくことで、札幌市の小中一貫した教育の更なる推進に繋げていくことが可能と考える。



- 設置形態については、「併設型」と「義務教育学校」を比較した場合、一つの学校として運営する義務教育学校の方が、札幌市の小中一貫した教育で推進する4つの視点について、より取り組みやすい。

⇒ 札幌市において義務教育学校を設置することで、札幌市全体の小中一貫した教育の更なる推進を図ることができる。

(2) 義務教育学校の設置に係る配慮事項

義務教育学校の設置・運営にあたり、次のとおり配慮する。

配慮事項	理由
校舎及び職員室の一体整備を前提とする。	・子どもが校種を超えていつでも交流でき、過度な労力や時間をかけることなく、教職員の話し合いや計画づくりを日常的に行うことができる。
小中学校間の指導内容の入替え・移行を行わない。	・他の小中学校からの転出入があった場合の学習内容の欠落や適応への懸念に配慮する。 ・当該取組については、他の市立小中学校への普及が困難である。

(3) 義務教育学校の設置方針について

以上を踏まえ、札幌市においては、次の考え方で義務教育学校を設置する。

- ◆ 通学区域が概ね小中同一校区で、小中一体の校舎である、または小中一体の校舎整備を行う場合は、義務教育学校として設置する。
- ◆ 義務教育学校においては、小中一貫した教育のモデルとなる取組を進め、他の市立小中学校に成果を伝えることを通して、札幌市全体で基本方針に基づいた「小中一貫した教育」を推進する。なお、小中学校間の指導内容の入れ替え・移行については行わない。

(4) 想定スケジュールについて

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
福移小・中学校	★ 教育課程等の検討		校開校 義務教育学校